



四国税理士会報

第415号
2020.9.10

●発行所 / 四 国 税 理 士 会
高松市番町2-7-12
電話 087 (823) 2515(代)

●発行人 / 清 田 明 弘
●編集人 / 松 岡 真澄美
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



室戸岬灯台

撮影者 高知支部 岡本 友彦

主な記事

高松国税局長着任のご挨拶
部・委員会だより ～業務対策部～

 あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

税の広場

2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度において、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置が講じられることになりました。

1. 減税措置の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者※の2021年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

〈減免対象〉※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）

事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）

事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

〈事業収入減少率の要件と減免率〉

2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率

50%以上減少の場合 全額減免

30%以上50%未満の場合 2分の1の減免

※中小企業者・小規模事業者とは

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合

ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

- （1）同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- （2）2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

2. 軽減措置の申請方法

軽減措置を受けるためには、①中小事業者等であること②事業収入の減少③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、認定経営革新等支援機関等から確認書を発行してもらい、各市町村に申請書類を提出する必要があります。

3. その他

なお、認定経営革新等支援機関等の一覧には、実際に認定を受けた税理士・税理士法人の他、認定を受けていない税理士・税理士法人も含まれることとなります。また、通常の償却資産だけでなく、事業用家屋が対象資産となっていることから減税額も大きくなるため、新型コロナウイルスによる経済的影響を受けたクライアントへのアナウンスなどを忘れないように注意が必要です。

● お国自慢 ●

香 川

松井 政行（丸亀支部）

丸亀税務署庁舎を見守る蘇鉄^{そてつ}

今から60年も前のことですが、丸亀城大手門前から続く道沿いに新しい鉄筋の建物がありました。夕暮れの薄暗い木造の兵舎等が立ち並ぶ中、幼少の私にとって、その建物は白く、眩しかったような記憶が残っています。自宅から徒歩約5分に位置するその建物は、その後丸亀税務署（以下「丸亀署」という。）の庁舎であることを知りました。その時は税務署がどのような仕事をしている役所か、まったく知りませんでした（まさか自分がその仕事に関係するとは、当時は夢にも思いませんでした・・・）。

ここで、丸亀署の庁舎がいつ完成したかを調べますと、『高松国税局20年のあゆみ』では、1959（昭和34）年3月に新築と記載されていました。また、同書で各税務署の建築年次を見ますと、四国の中では、現存する丸亀署が一番古い庁舎でした。人間でいえば、還暦を過ぎていますね。

それまでの丸亀署は、市内御供所町^{ごぶしよ}に在りました。当時の写真を見ますと、大規模な庁舎です（写真1、2）。それもそのはずで、御供所町の時は丸亀税務管理局（1902（明治35）年に税務監督局となる）もありました¹。今で言えば、高松税務署と高松国税局のようなものですが、丸亀市も一時は四国の税務行政の中心地になっていました。

ところで、現庁舎の正面玄関には蘇鉄などが植樹されています。蘇鉄が映える庁舎は趣があり、どこか重みを感じさせる景観です（写真3、4）。この蘇鉄も、御供所町所在時の丸亀署の中庭から庁舎移転に併せて移植されました。当時の写真（写真5）から、大きな蘇鉄と根元の石組みが確認できます。移植当時の状況を知る人の記憶では、葉を切り落とした蘇鉄が丸太のように積み上げられ、また、根元の石組みは現在の場所へ運搬されて、鉄くぎで蘇鉄を接ぎ合わせて復元したそうです。そうしますと、この蘇鉄は1896（明治29）年の税務署創設から120年以上に渡って丸亀署を見守ってくれているのではないのでしょうか。

現在、大手町地区4街区の再編整備の一環で、新しい税務署庁舎を建築中であり（写真6）、同庁舎は本年完成する予定です。庁舎の敷地が駐車場確保に優先されている今日、長年にわたって、庁舎に寄り添ってきた丸亀署の蘇鉄はどうなるのでしょうか。蘇鉄の今後の行方が心配です。ともあれ、長い歴史を持った蘇鉄は丸亀支部のお国自慢です。

最後になりましたが、この度ご協力をいただきました林幸子氏、山地隆氏に感謝を申し上げます。

¹ 1896（明治29）年11月1日に、徳島県、香川県、高知県の税務署を管轄する丸亀税務管理局が設置されました。その後1902（明治35）年に四国4県の税務署を管轄する税務監督局が設立されました。しかし、関東大震災の行財政整理により1924（大正13）年、丸亀税務監督局は廃止され、愛媛県下の税務署は広島税務監督局、その他の税務署は大阪税務監督局に引き継がれました。

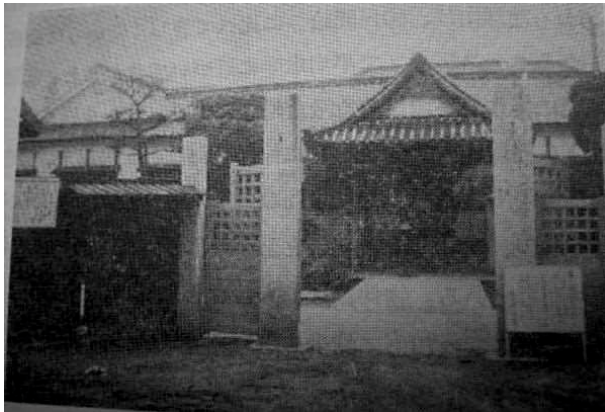


写真1、2 旧丸亀署の正面玄関・正面玄関前の集合写真
(出典：『高松国税局20年の歩み』) 1955(昭和30)年7月撮影(個人所蔵)

税務署庁舎はどこか時代劇の代官屋敷を想像させます。また、集合写真は丸亀署の人事異動時の記念撮影です。当時は相当数の職員がいたことが分かります。

ところで、写真の門は内門で、道路沿いには外門がありました。この内門から外門の間には、倉庫や印刷所の建物があったようです。玄関、内門、外門がある税務署の風景は今では考えられません。



写真3、4 丸亀署の遠景・正面玄関

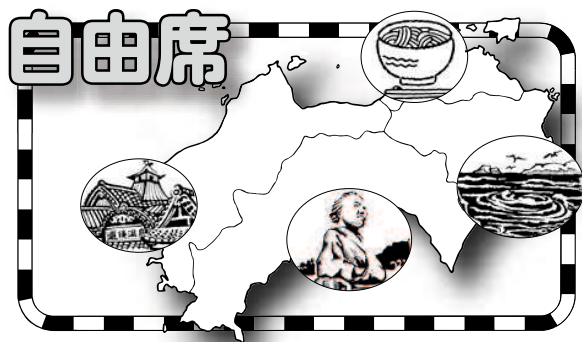
蘇鉄群が正面玄関前を彩ります。玄関前の蘇鉄は税務署が剪定しているためか一定の規模を保っていますが、背の高い蘇鉄は当時の職員片岡氏が小豆島から移植したものです。



写真5 旧丸亀署中庭の蘇鉄とともに
右側の蘇鉄と石組みが移植されたものです。
(林幸子氏 所蔵)



写真6 丸亀署の新築工事風景(令和2年8月撮影)
現在地から北東の消防署跡地に建築しています。



東の間の休息

河野 一
(新居浜)

私は愛媛県新居浜市出身で、現在も新居浜の会計事務所に勤めております。小学生の頃から新居浜の離島である新居大島（にいおしま）に行くのが好きで、今でも家族と一緒にサイクリングや島歩きに行きます。島に行く目的は、子供の頃は冒険に、今は平穏なひとときを過ごすために訪れています。

新居大島は新居浜市の北東約1.5km沖にある周囲10kmほどの小さな島で、新居浜黒島港から市営フェリー（所要時間15分）で向かいます。1時間に1本程運航されており、運賃は片道大人1人60円で行くことができますので、気軽に渡れる島なのです。島の沿岸部では心地良い波の音を聞きながら瀬戸内海の潮風に吹かれ、ゆったりとした時間が流れています。また、島の南側には多くの住居が建ち並んでおり、住民の方々も気軽に声をかけてくださるので、とても居心地が良く、穏やかな気持ちで過ごすことができます。



新居大島は、サイクリングが楽しめる場所でもあります。オススメは、島の南側からスタートし、東海岸から北側を經由して西側を通り、島を一周するコースです。東海岸では瀬戸内海の大海原に浮かぶ島々を背景に、平坦な道が続きます。島の北側に入ると突然目の前に登り坂が現れ、起伏に富んだアップダウンが始まります。景色は海岸から一変し、林のトンネルや木々の隙間から照らされる太陽の光に自然の神秘を感じながら、まるで森の中を走っているかのような雰囲気になります。しばらく進むと一気に下り坂になり、西海岸に出れば新居浜市内の工業地帯が広がるまた違った風景を楽しめます。ゆっくり走っても約1時間程度で島を1周することができ、道路も一部を除いて綺麗に舗装されていますので、全体的に走りやすい道になっています。

日々の疲れが溜まった時や日常がつまらなくなった時に島へ訪れると、帰路には気持ちが安らぎ、心も充電されます。私のパワースポットのご紹介でした。

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

**報酬額に対する源泉税額・
消費税額の自動計算機能を搭載**

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、
翌営業日に口座振替を行います。

NSS より朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中」or「新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始！
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料2,000円+請求1口座につき110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

(別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに
よくご利用いただいています！



介護・訪問看護



不動産・マンション管理



塾・教室・学校



スポーツクラブ

振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK！

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者

四国税理士共済会

〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕

大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社

大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526



新規お問合せ専用フリーダイヤル



0120-700-676

(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

日本システム収納

検索